

## 仕 様 書

### 1 委託件名

令和7年度 Tokyo Tokyo アイコンを活用した PR グッズ（ステッカー・マナー啓発）  
制作業務委託

### 2 目的

国内外に Tokyo Tokyo アイコンの浸透を図るとともに、東京を訪れる旅行者に対して旅のマナーや日本の習慣をわかりやすく理解いただくため。

### 3 契約期間

令和7年4月16日（水）から令和7年6月30日（月）まで

### 4 品名、数量

ステッカー 140,000 枚（青 70,000 枚・白 70,000 枚）

### 5 納入期限

令和7年5月30日（金）

なお、納品日に変更が生じる場合は速やかに都度、公益財団法人東京観光財団（以下「TCVB」という。）と協議の上進めること。

### 6 納入場所

別途 TCVB が指定する場所（千葉県船橋市・東京都内 21 カ所 合計 22 カ所想定とする。具体的な送付先は受託後別途連絡）

※送り状に“東京ブランド PR ツール（ステッカー・マナー啓発）”を明記すること。

### 7 仕様

ステッカー本体円形（直径 100mm）・正方形の台紙(110mmx110mm 程度)

表面 4 色/裏面 0 色

用紙：エコセラ白 80 タイプ F

PP 貼加工

デザイン 2 種 合計 140,000 枚（青 70,000 枚・白 70,000 枚）

デザイン：別紙を参照すること。

※デザインデータについては、別途 TCVB より Adobe Illustrator 形式にて受託者へ提供する。

## 8 包装・梱包

適切な数量をダンボール箱に入れて納品すること。ダンボール箱は破損の無いようにし、テープ等により封かんすること。

ダンボール箱の側面の見やすい箇所に品名“東京ブランド PR ツール（ステッカー・マナー啓発）”、内容数量、納入年月日を印刷すること。

## 9 色校正

色校正（本機校正、又は本紙校正）は最低 2 回実施すること。校正を行った時点で TCVB の指示した箇所の修正が完了しなかった場合は、校正の 3 回目以降、完了するまで受託者の責任校正とすること。色校正の提出先は指定の都内 3 か所とし、色校正の確認には 3 営業日程度を想定すること。

## 10 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、TCVB の承諾を得た事項についてはこの限りでない。

### 1.1 委託事項・関係法令の遵守

本委託契約の履行に当たっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

### 1.2 秘密の保持

受託者は、第 10 により TCVB が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。第 10 により TCVB が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

### 1.3 著作権

- (1) 本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- (2) 本件委託により得られる全ての成果物・著作物に対する著作権（著作権法（昭和 45 年法律 28 号）第 27 条及び第 28 条の権利を含む）は、TCVB に譲渡すること。
- (3) 本件委託により得られる著作物の著作権人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作権人格権についても行使させないことを約するものとする。
- (4) 上記(1)、(2)、(3)の規定は、第 10 により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (5) 成果物については、TCVB 又は TCVB の承認を得た者の名において行なう広報活動

等に、その媒体・事業を問わず利用できるものとする。この場合、受託者は別途料金を請求しないものとする。

- (6) 本件による成果物は、TCVB が行う東京の観光 PR 事業等のため、別途、第三者との契約による編集や複製利用等ができるものとする。
- (7) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

#### 1 4 個人情報の保護等

- (1) 「東京都個人情報取扱事務要綱」(※1) 及び「保有個人情報の安全管理に関する基準イメージ」(※2) を踏まえ、「個人情報に関する特記仕様」(※3) に定められた事項を遵守すること。

(※1)

[https://www.tcvb.or.jp/jp/20240401\\_jimutoriyokou.pdf](https://www.tcvb.or.jp/jp/20240401_jimutoriyokou.pdf)

(※2)

[https://www.tcvb.or.jp/jp/20240401\\_annzenkannrikijunimeji.pdf](https://www.tcvb.or.jp/jp/20240401_annzenkannrikijunimeji.pdf)

(※3)

[https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho\\_tokkishiyo\\_0122.doc](https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_tokkishiyo_0122.doc)

「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」(※4) に定められた事項を遵守すること。

- (※4) [https://www.tcvb.or.jp/jp/denshi\\_tokkishiyousyo.docx](https://www.tcvb.or.jp/jp/denshi_tokkishiyousyo.docx)

- (2) 本件における「個人情報」として、本事業を遂行するために TCVB が収集・保管する情報のうち、TCVB 職員を含めた関係者の氏名/メールアドレス等に特に留意すること。また、他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報(ユーザーID やアカウント名等)も同様に個人情報とみなす。
- (3) 本事業の遂行にあたり第10により TCVB に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が当事業における個人情報を扱う場合は、「個人情報に関する特記仕様」にある事項を遵守させること。また、以下のいずれかを取得している事業者(あるいは今後取得予定である事業者)であることが望ましい。
  - ア 一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)が運用するISMS適合性評価制度におけるISO/IEC27001と同程度の認証
  - イ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)の認定するプライバシーマークと同程度の認証

#### 1 5 支払方法

製造コスト、納品日、数量が明記された、製造メーカー発行の納品書を送付するこ

と。

受託者への支払は、全ての成果品納入後、受託者からの適法な支払請求書に基づいて委託料を一括で支払うものとする。

#### 16 その他

- (1) 受託者は、契約締結後速やかに作業工程表を提出し、TCVB の承認を得ること。
- (2) 受託者は、TCVB と緊密に連絡を取るとともに、定期的に進捗状況を報告し、TCVB の確認を得ること。
- (3) 本契約の履行に関する情報及びデザインは、本契約の履行目的以外に使用してはならない。
- (4) 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、TCVB と事前に協議すること。
- (5) 本仕様書に定める委託内容の最終的な履行に当たっては TCVB と協議のもと進めること。
- (6) TCVB は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。

担当者連絡先： 公益財団法人 東京観光財団  
観光事業部 観光事業課  
電話： 03-5579-2683